

介護現場におけるハラスメントに対する基本方針

一般財団法人市川市福祉公社は介護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組んでまいります。

○下記の行為は組織として許しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為〈身体的暴力〉
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為〈精神的暴力〉
- (3) 意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為〈セクシャルハラスメント〉

○この方針の対象は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等となります。

○相談窓口

各事業における相談窓口は下記のとおりです。

直接、メール、電話等で受付しておりますので、決して一人で悩まず、気軽にご相談ください。該当するか判断に迷う場合でも、相談に対応し対処致します。

(1) 訪問介護員

担当のサービス提供責任者、相談窓口：各事業管理者

(2) サービス提供責任者・オペレーター（面接相談員）・計画作成責任者・介護支援専門員・相談支援専門員 等

相談窓口：各事業管理者、各係長若しくは課長

(3) 管理者

各係長、課長若しくは部長

相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはいりません。

○対処・対応方法

ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

制定日：2019年 9月 1日
一般財団法人 市川市福祉公社
理事長 大西 純子

相談窓口：各ヘルパーステーション
居宅支援
相談支援
高齢者サポートセンター八幡
〈管理者〉